

【返戻金制度】

※甲：紹介企業様 ／ 乙：株式会社 c o z m a p

被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領した人材紹介料を、下記の表に従い甲に変換するものとする。

退社時期	返還する人材紹介料
入社から1ヶ月未満で雇用契約が終了した場合	80%
入社から3ヶ月未満で雇用契約が終了した場合	50%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬変換は適用されない。